

平成 24 年度における保健事業の申請期限等のお知らせ

まもなく、インフルエンザ予防接種助成の申請期限や保健施設利用券、銀婚者祝福指定保養所宿泊助成券の有効期限が到来します。

組合員の皆様におかれましては、申請漏れ等がないように、下記の点をもう一度ご確認いただけますようお願いいたします。

記

1. インフルエンザ予防接種助成事業について

助成の対象となるのは、平成 25 年 1 月 31 日までの間に予防接種をしたものに限ります。

また、申請期限は平成 25 年 2 月 28 日(本組合必着)となります。

申請期限を過ぎてからの受付はできませんのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載しています。

「平成 24 年度版保健事業のご案内」12～13 ページ

2. 平成 24 年度「保健施設利用券」(オレンジ色)について

有効期限は平成 25 年 3 月 31 日となります。

有効期限を1日でも過ぎると使用できませんのでご注意ください。

また、この利用券は、組合員 1 人につき 1 枚の発行となっておりますので、必ず 1 人で年間 1 枚の利用をしてください。

「保健施設利用券」の使用方法是次のとおり掲載しています。

「平成 24 年度版保健事業のご案内」14～19 ページ

3. 「銀婚者祝福指定保養所宿泊助成券」(紫色)について

有効期限は平成 25 年 3 月 31 日となります。

有効期限を1日でも過ぎると使用できませんのでご注意ください。

なお、今年度に婚姻 25 年に到達する方については、当該宿泊助成券が未使用の場合は翌年度に再交付することができますが、平成 23 年度に婚姻 25 年に到達した方については、翌年度に再交付することはできませんのでご注意ください。

銀婚者祝福助成事業の内容等は次のとおり掲載しています。

「平成 24 年度版保健事業のご案内」21～23 ページ

担 当：健康福祉課 保健担当
T E L：055 - 232 - 7311